

労働保険の保険料の徴収額が過不足

1 件	不当金額(収入)	1 億 9 3 5 8 万円
(前年度	1 件	2 億 3 5 5 7 万円)

1 保険の概要

労働保険のうち、①労働者災害補償保険(以下「労災保険」)は、労働者災害補償保険法等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、雇用保険法等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

2 検査の結果

(注)
8労働局管内の379事業主を検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めていなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除いていなかったりなどしている事態が見受けられた。

このため、379事業主のうち、8労働局管内の206事業主について保険料の徴収額が1億5958万円不足していたり、8労働局管内の61事業主について保険料の徴収額が3400万円過大になっていたりして、不当と認められる。

(注) 8労働局 埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡各労働局

<事例>

埼玉労働局は、労働者派遣業を営む事業主Aから、平成29年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者101人に対して支払った賃金総額は1億4177万円、その雇用保険分の保険料は127万円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者242人を雇用保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金4億3553万円を賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料391万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

労 働 局 名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴 収 不 足 額 徴収過大額(△)
埼 玉	44	25 7	円 4211万 △ 417万
東 京	79	50 17	4879万 △ 929万
神 奈 川	48	29 7	1175万 △ 700万
愛 知	48	21 7	886万 △ 861万
大 阪	50	29 7	2962万 △ 174万
兵 庫	37	22 3	366万 △ 36万
岡 山	26	11 5	364万 △ 194万
福 岡	47	19 8	1110万 △ 86万
計 8 労 働 局	379	206 61	1億5958万 △ 3400万